

令和6年9月25日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	東海汽船株式会社
(3) 処分等の種類	警告
(4) 原因となった事故等の概要	令和6年7月24日、東海汽船株式会社が運航する旅客船「セブンアイランド愛（以下「本船」という。）」が乗客116名を乗せて東京港竹芝桟橋から式根島へ向かう途中、油圧システムのトラブルが発生した際に、乗組員による機関操作が適切に行われなかったことにより航行不能に陥り、漂流する事故が発生した。本船はその後タグボートに曳航され、漂流開始から約20時間後、大島岡田港へ着岸した。
(5) 処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和6年10月25日までに当局あて文書にて報告すること。 ① 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第4条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底及び重大な事故等に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ② 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ③ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ④ 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、安全管理規程の内容に変更が生じたときは船長の意見を十分に聴取し、遅滞なく規程の変更を発議すること。 ⑤ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第29条及び運航基準第5条の2に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断並びに運航中止の措置等について確実に記録すること。 ⑥ 経営トップ及び安全統括管理者は、安全管理規程第4

	<p>5条に基づき、事故処理（原因究明及び再発防止策の策定までを含む一連の措置）に際しては、事故の原因の究明を最優先に実施して現場におけるリスクを明確にし、運航再開前に必要な再発防止の措置を講ずること。</p> <p>⑦ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、運航に携わる全ての職員及び乗組員に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的に行い、その周知徹底を図ること。</p>
(6) 違反点数付与状況	<p>違反点数 11点 (うち輸送の安全に関する違反点数 11点) 当該事業者の累計点数 11点</p>